

公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書



令和 年 月 日

国 税 庁 長 官

届出者

所在地

フリガナ

名 称

代表者氏名

(連絡先)

氏 名

電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
公益目的事業の用に 直接供しなくなった 財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	〒 (電話番号 - -)	
	フリガナ 氏 名		

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接 供しなくなった日	公益目的事業の用に直接 供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	

その他参考事項

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)									
通信 日付 印	・	寄 附 者 所 轄 署	1 自署 2 他署(自局) 3 他署(他局) 4 不明	送 付 年 月 日	署→局	局→署	(1)	(2)	番 号 確 認
	確認者				確認者	確認者			

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（以下「寄附財産」といいます。）を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下同じです。）が、財産等（その寄附財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）をいい、租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理されているものを除きます。以下同じです。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、同法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した者の現在又は寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供したため」、「配当金が生じないこととなったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 5 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料

※財産等を譲渡した場合の例：財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録の写し、財産等の登記事項証明書、売買契約書の写し、譲渡代金が入金された通帳の写しなど